

令和6年度滋賀県立高等学校入学者選抜におけるインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等に関するガイドライン（補足）

【中学校・出願者用】

令和5年(2023年)12月22日
滋賀県教育委員会

1 受検者が月経随伴症状等による体調不良を訴えた場合の対応

(1) 前日17時までに月経随伴症状等による体調不良を訴えた場合

対応の流れは、令和5年(2023年)12月1日付ガイドラインの $\boxed{1}$ (1)と同様です。

(2) 前日17時から当日の朝までに月経随伴症状等による体調不良を訴えた場合

対応の流れは、令和5年(2023年)12月1日付ガイドラインの $\boxed{1}$ (2)と同様です。

(3) 当日の朝、受検者が月経随伴症状等による体調不良を訴えた場合の対応

対応の流れは、令和5年(2023年)12月1日付ガイドラインの $\boxed{1}$ (3)と同様です。

2 当日の朝、受検者が受検会場に向かう途中で事故・事件等に巻き込まれた場合の対応

対応の流れは、令和5年(2023年)12月1日付ガイドラインの $\boxed{1}$ (3)と同様です。

ただし、受検者が別室受検を希望した場合、検査時間の繰り下げについては、事件・事故による遅刻の程度によって出願先高等学校で判断します。

また、受検者が追検査を希望した場合は、 $\boxed{1}$ (1)に示す「診断書」は「事件・事故が生じたことを証明できる書類」に読み換えるものとし、当該証明書を入手できない場合、中学校長は副申書を提出するものとします。

なお、大雪や大雨に伴う事故などの全県的な対応が必要な場合、高校教育課は、関係高等学校からの情報をもとに検査時間の繰り下げなどを協議のうえ決定し、関係高等学校へ連絡します。受検者や保護者等、中学校等は、出願先高等学校の指示にしたがってください。